

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 平成28年6月24日（金曜日）

午前10時 2分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時25分 散会

付託事件

議案第70号、議案第72号、議案第73号、議案第77号中別表中歳出中第3款

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第70号 水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- ② 議案第72号 水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第73号 水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第77号 平成28年度水戸市一般会計補正予算（第1号）中別表中歳出中第3款（民生費）

2 出席委員（6名）

委員 長	田 口 米 蔵 君	副 委 員 長	堀 江 恵 子 君
委 員	田 中 真 己 君	委 員	木 本 信 太 郎 君
委 員	高 倉 富 士 男 君	委 員	袴 塚 孝 雄 君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（3名）

議 長	村 田 進 洋 君	議 員	須 田 浩 和 君
議 員	高 橋 丈 夫 君		

5 説明のため出席した者の職、氏名

副 市 長	秋 葉 宗 志 君		
保健福祉部長 兼福祉事務所 所 長	根 本 一 夫 君	保健福祉部 参 事	長 須 賀 良 明 君
福祉事務所 参 事 兼 子 ども 課 長	柴 崎 佳 子 君	保健福祉部 参 事 兼 国 保 年 金 課 長	川 津 英 臣 君
保健福祉部 参 事 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長	大 曾 根 明 子 君	福祉総務課長	小 山 忠 君
生活福祉課長	斉 藤 博 之 君	障害福祉課長	平 澤 健 一 君
高齢福祉課長	谷 津 好 行 君	介護保険課長	荻 沼 学 君
保健所準備 課 長	小 林 秀 一 郎 君		

消 防 長	清 水	修 君	消 防 次 長	大 津	孝 司 君
消防本部技監	綿 引	信 明 君	消 防 本 部 参 事 兼 消防総務課長	小 泉	直 紀 君
消 防 本 部 参 事 兼 消防救助課長	大 越	唯 行 君	北 消 防 署 長	鈴 木	豊 君
南 消 防 署 長	石 川	隆 君	火 災 予 防 課 長	大 内	康 弘 君
救 急 課 長	石 田	宏 一 君			
教 育 長	本 多	清 峰 君	教 育 部 長	七 字	裕 二 君
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 参 事	今 川	宗 男 君	教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 参 事 兼 学 校 教 育 課 長	鈴 木	秀 樹 君
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 参 事 兼 中 央 図 書 館 長	五 上	義 隆 君	総 合 教 育 研 究 所 長	小 野	司 寿 男 君
教 育 企 画 課 長	三 宅	修 君	幼 児 教 育 課 長	鈴 木	功 君
学 校 施 設 課 長	塙	敏 之 君	生 涯 学 習 課 長	大 澤	秀 樹 君
歴 史 文 化 財 課 長	白 石	嘉 亮 君	総 合 教 育 研 究 所 副 所 長	小 川	佐 栄 子 君
内 原 中 央 公 民 館 長	龍 田	理 君			
6 事 務 局 職 員 出 席 者					
書 記	嘉 成	将 大 君	書 記	大 内	し お り 君

午前10時 2分 開議

○田口委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第70号ほか3件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第70号ほか3件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、一括議題とします。

それでは、付託議案につきましては、一通りの質疑を行いましたので、これより各議案について、御意見等を伺いながら、採決に入ってまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、これより採決に入ります。

採決の方法は、挙手によりお願いいたします。

初めに、議案第70号 水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら、発言願います。

田中委員。

○田中委員 マル福の所得制限の緩和についてですね、拡充するということですので賛成をしたいと思うんですけども、昨日も申し上げました対象者については、自動的な認定ではなくて申請によるということがありますので、漏れのないように周知をしていただきたいと、この点をぜひお願いしたいと思います。

また、所得制限が残る方が、子どもですと約3,000人とか、妊産婦ですと140人弱見込まれますけれども、そういった部分についての必要な予算もですね、そう大規模ではないというふうに思われますので、先進自治体の状況も鑑みて、速やかな所得制限の、その点は市独自ということに当面はなると思うんですけども、さらなる改善を検討していただきたいということを要望して、賛成したいと思います。

○田口委員長 ほかにございませんか。

高倉委員。

○高倉委員 議案第70号については、子どもさんを産み育てやすい環境づくりということで、本市のこれからの施策にとっても非常に重要なことだと思います。今回大幅に対象を拡充されるということで、これは非常に評価できると思います。

ただ、今もお話ございましたが、子どもさんについても妊産婦についても対象外になってしまう方が若干いらっしゃるということで、子どもの医療福祉費については、自治体が独自に行った場合、国のほうの減額措置というのがあるということがございます。そういった面では市の負担があるので、これは十分にこれから検討しなきゃいけないんですが、現在厚労省のほうで子どもの医療制度の在り方等に関する検討会というのが進められているとうかがっております。今年度中に一つの結論が出るというような方向性もうかがっておりますので、こうした国の動向をよく注視していただいて、また、これから拡充ができるのかどうか

含めてですね、さらに検討していただきたいと思います。

また、妊産婦についても、やはりこれは子どもさんを産みやすい環境をつくっていくという面ではやはりこういった対象を拡充するという考え方が必要になってまいりますので、あわせて検討していただきたいことを意見として申し上げたいと思います。

○田口委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 ないようですので、議案第70号について採決いたします。

議案第70号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○田口委員長 総員挙手であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号 水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

田中委員。

○田中委員 18人以下の小規模な事業所による、いわゆるデイサービス、地域密着型通所介護ということで、市の監督のもとに置かれるという改正です。

昨日のやりとりで、この資料には78事業所、910人の定員と書かれているわけですが、実情を調査したところ63事業所、863人、現在の稼働値はそういうことだというお話がありました。

今後、2年に一度は実地指導を目指したいということでもあったわけですが、日々流動的な状況ということもあるのかもしれませんが、その2年に一度程度で十分な指導監督が行き渡るかどうかという点がちょっと気になるところであります。

高齢者の福祉の現場というのは、いろんな問題が起きるといって昨今の報道を見ましても、利用者が劣悪な処遇であるというようなことがよくニュースになるわけですが、それを監督していく行政の責任もそういうことになれば問われていくということでもありますので、基準に合った十分なサービスが提供できているかどうかについて、市がきちんとチェックできるというような体制もぜひ整えて臨んでいただきたいということを申し上げて、賛成したいと思います。

以上です。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 昨日も申し上げましたので今日はそんなに申し上げませんが、いずれにしてもこの地域密着型サービス事業所が今回は水戸市のほうにおりてきて、そして水戸市が最終的なチェック機能を果たしていかなければならないと、こういうふうな状況になっているわけでありまして。

しかしながら、デイサービス事業については、さまざまな課題があったり、また高齢者を取り巻く環境については、財産の問題、成年後見人の問題、さまざまな問題がまだ手つかずな状況であるわけでありまして。

したがって、今、田中委員のほうからもお話がございましたように、やっぱり環境の整備というのは重大な事項の一つなんだろうと。それをどうチェックしていくかというところに、やっぱりこの事業がスムーズ

にいくのかいかないのか、こういうことになるのではないか。課長さんは十分おわかりのようですので、多くは申し上げませんが、やはりこれをチェックするということになるときちんと決まりを守っている事業所、もしくは守れない事業所が当然ながらあるわけです。その守れないほうをどういうふうチェックしていくのかということになると、現在の体制で果たしていいのだろうかという疑問が生じます。これは本当に一歩間違えば高齢者の死につながる、悲惨な状況につながる、こういったことになるわけでありまして、ぜひ組織の拡充も含め、その推進体制について十分検討行いながら前進していただきたいと、こういう意見だけ申し上げておきます。

○田口委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 ないようですので、議案第72号について採決いたします。

議案第72号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○田口委員長 総員挙手であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号 水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 ないようですので、議案第73号について採決いたします。

議案第73号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○田口委員長 総員挙手であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号 平成28年度水戸市一般会計補正予算（第1号）中別表中歳出中第3款（民生費）について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 ないようですので、議案第77号について採決いたします。

議案第77号中別表中歳出中第3款について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○田口委員長 総員挙手であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案第70号ほか3件についての審査は、全て終了いたしました。

なお、この際、本会議における委員長報告書について、お諮りいたします。

委員長報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、この際、特に執行部から2件発言を求められておりますので、これを許します。

初めに、小山福祉総務課長。

○小山福祉総務課長 それでは、平成28年度水戸市社会福祉協議会事業計画及び予算について御報告をさせていただきます。

昨年度までは合併前の社会福祉事業団の事業計画及び予算につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、他の出資法人と同様に6月定例会に御報告をさせていただいた経緯がございます。水戸市社会福祉事業団は、今年4月1日の合併により水戸市社会福祉協議会に承継されることとなりましたが、合併に伴う行財政改革調査特別委員会の御論議を踏まえまして、今回の文教福祉委員会に合併後の事業計画及び予算を報告させていただくものでございます。

それでは、お手元に配付をしております保健福祉部福祉総務課提出の資料①により御説明いたします。

この資料につきましては、別冊資料②の社会福祉法人水戸市社会福祉協議会、平成28年度事業計画並びに収入支出予算書から抜粋したものでございます。

初めに、平成28年度事業計画の1、基本理念でございますが、水戸市における社会福祉事業等の健全な発達と社会福祉に関する活動の活性化、福祉サービス利用者に対する地域生活支援により地域福祉の増進を図るものとしております。

次に、2、基本方針といたしましては、超高齢化社会の進行や少子化による人口減少、コミュニティー機能の低下などの問題に加え、孤独死やひきこもり、虐待事例の増加などの問題解決に向けて地域での連携がますます重要となっており、また、国においても福祉関連の法改正や制度改革等の動きがある中で、地域での支え合いの体制づくりが求められています。

このような中で、水戸市社会福祉事業団との合併により、両団体の機能を有機的に連携させながら、市民の福祉ニーズに応えられる体制づくりとともに、福祉のまち水戸の実現のため、各事業に取り組み、施設運営においては効率的かつ利用者目線に立った運営に取り組むとしております。

次に、3、重点目標といたしましては、記載のとおり5つの目標を掲げてございます。

次に、4、実施事業につきましては、1ページの1、組織管理・広報等から4ページの5、就労支援事業まで5つの項目ごとに実施する事業を記載してございます。

この中で新規と重点と記載されている項目がございますが、新規の項目の主なものについて御説明いたします。

2ページ中段の(4)高齢者福祉関係のカ、水戸市老人福祉センターの運営のうち、⑩(仮称)多世代交流サロンモデル事業につきましては、モデル事業として今年3月末で廃止となった老人デイサービスセンター葉山荘及び長者山荘において、子どもから子育て世代、高齢者の多世代の集い、会話や趣味など世代を超えた交流や仲間づくり、助け合いなどを促していくものでございます。

次に、3ページの下段から6行目の生活困窮世帯学習支援事業につきましては、赤塚駅周辺の学区に居住する生活保護世帯の小学4年生から中学3年生までを対象に学習支援等を行い、将来自立して生活をしてい

くための学力、生活力などを育成することを目的に実施をするものでございます。

次に、4ページ上段2行目の権利擁護サポートセンター事業につきましては、ひとり暮らしの認知症高齢者や障害などにより判断能力が十分でない方々の権利を擁護するため、法人後見受任事務や成年後見制度啓発事業などに取り組むものでございます。

次に、5ページをごらんいただきたいと思います。

平成28年度収入支出予算書でございますが、左側の列は事業活動による収支からその他の活動による収支の区分によりそれぞれの勘定科目ごとに収入支出の予算額を記載してございます。

中ほどの予算額（A）欄は、平成28年度の予算額を記載してございますが、前年度予算と比較するため、右側の列に前年度の社会福祉協議会、社会福祉事業団のそれぞれの予算額と合計額を記載し、それぞれの増減額を右側の列に記載をしてございます。

表の下段の当期資金収支差額合計と前期末支払資金残高を合わせました当期末支払資金残高はそれぞれゼロとなっております。

また、ページ下段の参考の表は、上記の表の収入と支出の合計、収支差額を記載したもので、左側の表は社会福祉協議会の前年度の予算の比較、右側の表は前年度の両法人の当初予算合計額との比較を示してございます。左側の社会福祉協議会のみ前年度の比較では、収入支出とも事業団との合併により約13億円ほど増額となっております。また、右側の両法人の合計額との比較では、約1億500万円ほど減額になっておりますが、主な理由といたしましては、老人デイサービスセンター2カ所の廃止によるものでございます。

次に、6ページでございますが、参考といたしまして社会福祉協議会の組織図を記載しておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

また、別冊資料②につきましては、後ほど御参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○田口委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言願います。

田中委員。

○田中委員 まず、新規事業の御紹介がありました。（仮称）多世代交流サロンモデル事業についてと、それから生活困窮世帯学習支援事業についてでありますけれども、私は、現状をまだ存じ上げないんですけれども、事業としてはもう既にスタートしているのかということ、であればどういうふうな参加者がそれぞれあって、機能しているのかというのをまず聞きたいと思います。

それから、5ページの予算の説明が今ございました。

この見方なんですけれども、いわゆる収入部分にある受託金というのは市からのお金ということで理解していいのか。つまり、社協と事業団にそれぞれ出ている実績から見ますと、それがそうだとすると約3,500万円ぐらいふえているということになるんですけども、支出合計としては減っているということなので、さっき最後に老人デイサービスセンターの廃止による減というような御説明があったんですけども、人件費なども減っていますが、そういうことによるものかということでもいいのかというあたりを。それ以外の要因があるのかということもお聞かせいただきたいと思います。

○田口委員長 谷津高齢福祉課長。

○谷津高齢福祉課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

(仮称)多世代交流サロン事業につきましては、老人デイサービスセンター、葉山荘と長者山荘の廃止に伴いましてスタートするわけでございますけれども、7月をめどにスタートする予定であります。

〔「中身は何をやるんだと聞いているんだ」と呼ぶ者あり〕

○谷津高齢福祉課長 失礼いたしました。

内容でございますが、子育て世代から高齢者まで世代にかかわらず、地域に住む方が集まりまして、自由に過ごせるサロンを創出したいというふうに考えております。また、悩みを抱えるサロン利用者がある場合につきましては、施設の職員が聞き取りを行いまして、必要に応じて関係機関と連携を図りながら援助を行ってまいりたいというふうに考えております。

開設につきましては、先ほど申し上げました7月を予定しております。開設の日につきましては、老人福祉センターの開設に準じるものでございます。また、時間につきましては、午前9時から午後3時までを予定しているところでございます。

○田口委員長 斉藤生活福祉課長。

○斉藤生活福祉課長 田中委員の御質問のうち、生活困窮世帯学習支援事業について御説明申し上げます。

この事業につきましては、赤塚駅周辺に住んでおります小学4年生から中学3年生までの児童、生徒を対象といたしました無料の学習教室でございます。学習支援のほか居場所づくり教室や進学、生活に関する相談を行っております。

第1回目は、6月18日に開催いたしまして、7名の生徒の参加をいただいております。7名の生徒の中でいろいろそれぞれの課題を出していただいて、それに対応する講師が授業を行ったという内容でございます。

以上でございます。

○田口委員長 小山福祉総務課長。

○小山福祉総務課長 田中委員の御質問のうち、受託金についての御質問にお答えいたします。

この受託金につきましては、水戸市からの委託のほか国とか県からの委託も入っております。そして、受託金のうち、老人デイサービスセンター2カ所の廃止に伴いまして市からの委託のほうはその分減額となっておりますけれども、今まで社会福祉事業団に対してあった委託が、今回社会福祉協議会のほうの予算に計上されておりますので、全体としては増額となっております。

以上でございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 すみません、まず、サロンのほうを聞きますけれども、7月からということはまだ始まっていないということはわかりましたけれども、南部老人福祉センターふれしあなんかですと3世代交流のいわゆるお祭りといいますかイベントといいますか、単発の事業をやって、大分にぎわっていると思っていたんですが、そういうものではないということですね。日常的にこの受け入れといいますか、自由に来られるということだと思っておりますけれども、何でしょう、その場所があるというだけではなくて、誰かそういう相談に乗る方が常にスタンバイしているとかどういうイメージでどのぐらい開設するという。午前9時から午後

3時ということは、あいているときは常にその場でやるよということなんではないでしょうか。ちょっとその具体的なイメージをもう少し御説明いただければと思います。

○田口委員長 谷津高齢福祉課長。

○谷津高齢福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

他の老人福祉センターにおいても多世代交流事業というものは実施しておるところでございますけれども、この葉山荘、長者山荘につきましては、デイサービスが廃止になったことに伴いまして、空き部屋を有効活用するというようなことでございます。地域の高齢者の方から乳幼児、子育て世代の方々が自由に集っていただきまして、お互いに交流できるというようなことで多世代交流サロンを開設するというところでございます。

また、職員につきましては、常時ということではなくて、必要に応じて職員が悩み事の相談を受けたりとか、そういったことも含めて行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 考え方はわかりましたけれども、デイサービス自体なくなってしまうことを残念がる声も聞いてはいたわけです。かなり広い場所があって、この（仮称）多世代交流サロンモデル事業はそれはそれとしておやりになったらいいと思うんですけれども、それだけではもったいないくらいの状況なんじゃないかなと私は思いますので、その辺はよく今後の運営の中で検討していただきたいなと思いました。

それから、学習支援事業のほうですけれども、その対象として見込まれるお子さんというのはもちろんもっとたくさんいらっしゃるんだと思うんですが、まだまだ7名ということで、先生はどうなのでしょう。何て言うんでしょうか、たくさんお子さんがいるように見込んでお願いした先生ももっとたくさんいるんじゃないかと思ったんですけれども。順次ふえていけば、もちろんいつでも受け入れるということなんだろうとは思いますが、その辺はマンツーマンでこれはやっているということなのか、その生徒の状況に応じてというお話がありましたけれども、そういう先生の配置などについては、どのようにマネジメントされているのか、その辺もお聞きしたいと思います。

○田口委員長 齊藤生活福祉課長。

○齊藤生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、講師、先生の状況でございますが、講師といたしまして一応ボランティアということで登録をいただきまして、現在29人の講師の登録をいただいております。内訳は、校長先生の退職者が6名、それから大学生が17名、それから一般の講師等として勤めている方が6名、計29名の講師のボランティアの登録をいただいております。

先日参加いただいた講師の先生は10名おりました。それで、参加人数が7名だったものですから、マンツーマンでの対応ができたという状況でございます。

全体では70名程度の生徒の対象がありますが、その中で、講師1人当たり3名程度の対応になるのかなというふうに予想しております。

今後とも内容の充実と参加者の拡大に向けて十分検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 そうですね、無理やり強制ということはもちろんできないんですけども、せつかくのそういう事業ですから、ぜひ利用を喚起するような働きかけもしていただければと思います。

ちなみに、その7名のお子さんというのは、小学生から中学生までということですけども、どういった感じなのか、参考までにお聞かせいただけますか。

○田口委員長 斉藤生活福祉課長。

○斉藤生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

7名の参加の内訳でございますが、中学生が2人で残り5名が小学生です。小学生は、6年生と、それから4年生が参加いただいております。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 あれですね、これはミオスでやっていらっしゃるということを知りましたが、送り迎えなど多少の手間はあるんだろうとは思いますが、せつかく70名くらいお子さんを見込んでいて、先生も29人登録されているということですので、繰り返しになりますけれども、ぜひこの事業をお知らせし、広げていただければというふうに思います。

とりあえず以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 (仮称)多世代交流サロンモデル事業なんですけど、これって何かコーディネーターみたいなのは誰もいないの。あいているデイサービスのところにサロンって書いて終わり。これ来た人が勝手にそこで何かべらべらしゃべって、気の合った人とグループ組んで、午前9時から午後3時までの間に自由な時間になるとかということになっちゃうの。

それと、地域社協との連携というのは何かないんですか。というのは、いわゆる社協って仕事やらない場所だって僕は常々言っているわけ。社協は、みずから汗をかかない会社なので、そういう会社と働く会社が一緒になったらだめになっちゃうよという話をずっと合併のときにもしてきたわけですよ。

今度の新しい事業だっという目玉の事業なんだけれども、これってやっぱり社協の目玉だと思うんですよ。やっぱり人を集めて、部屋だけ提供すればいいという考え方はどういう発想からきているのか。これ谷津課長に聞いても気の毒なのはわかっているんだけど、担当課だからね、一応、申しわけないと思うけれども。

要は、何か事業をやる時というのはその目的がある。目的があって、誰がどういうふうなコーディネートしながら、その事業が完遂できる、スタートできる、よくなる、それをやったおかげで地域のこういう連携が図れる、こういうことが目的だ。

ただ、多世代だから高齢者から若いお母さん方、子どもまで含めて恐らくそれを交流させようというときには、ちょっとした努力ぐらいではこれ無理なんだよ。というのは、コミュニティーがこれほど崩れている時代に、あいている部屋があるからそこにサロンって書いたら事業ができるんだという考え方が、どうしても納得できない。何かわかっているところはありますか。

○田口委員長 谷津高齢福祉課長。

○谷津高齢福祉課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

基本的には委員がおっしゃるとおり、あいている部屋を有効活用いたしまして、子育て世代から高齢者までの方々が集まって自由に過ごしていただくということでございますけれども、その中でもその地域に住む方々の交流といいますか、そういったことも含めまして想定をしておりますので、そういった方も交えてサロンを開設して、その中でいろんな悩みであるとかそういったものが出てくる場合においては、施設の職員あるいはそれを市役所、市の関係機関、あるいは社会福祉協議会のほうにつないでいって、そういったものの解消というようなことに向けて援助といいますか、支援をできればというふうに考えているところでございます。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 趣旨はわかるんだ、趣旨は。ただね、やり方として集まって、悩みを言う人がいる。それも、要するに市民センターでも多世代交流というのをやっているのよ、実は。これ課長さん、よくわかるよね。高齢者も今、高齢者のふれあいサロンとかティーパーティーとかいって、役所のほうからも応分の御負担をいただきながらそういう事業ってやっているじゃないですか。だけれども、なかなか人が集まらないよと、こういうことも現実の問題としてあるわけですよ。

例えば、私の住んでいる地域にはおかげさまであじさいという老人福祉センターがありますよ。そこで、人が集まりますよ。この間もちょっと言ったけれども、人が全部変わっちゃって、その町内の人が、町内会長さんが行ったら、あんた誰と言われるような始末ですよ。

そういうところに部屋があいているから人に来てくださいよ、サロンができましたよといったときに、誰もいらっしやいませとも御苦労さまですもこんなことを今日やりましょうかという提案も何もなく、ただその地域というにあじさいのほうは五軒、三の丸、常磐、新荘、恐らくそういうところの人が集まるんだと思うんだよね。そうするとそういう人が勝手に集まって、にこにこしながら仲よくしゃべられるというのは想定できますか。

だから、これ社協の事業なんだよ、まさしく。まさしく社協の事業なの。こういう事業じゃだめだよということを言っているわけですよ。社協がやるとこうなるんだよ。要は自分でお金を集める苦労ってしたことない、社協の人は。赤い羽根共同募金っていったら、みんな地域の高齢者クラブや老人会や婦人会や地域の自治会が一生懸命、金を集めてくるんだよ。去年より5%落ちましたねなんて平気で言うんだよ。これが社協の体質なの。

そういう人が、逆に言う部屋があいているからそこで交流サロンって看板かけたら、交流サロンの事業ができるんだと思っているのかもわからないけれども、あり得ない。

これは今日、谷津課長から返事をもらうつもりはないから。なかなか皆さん方の意見だって恐らく聞かない団体だ。悪いけれども。だから、それは難しいのかもわからない。

ただ、問題提起として、合併したんだから、もうそろそろ意識改革をし、体質改革をして、そして市民のために社協は何ができるのかということをしつかりやってもらいたいと思う。

これ今度成年後見人の事業も目玉になったけれども、成年後見人という考え方からしたら、ほかの自治体

から見たら物すごく水戸はおくれていますからね。こんなにおくれている県庁所在地はない。いまだに社協が手がけていない。今度初めてこういう事業に乗ってくるわけだから。実はこんな事業ってないんですよ、ほかの自治体では。もう小さな自治体でも、こんなことを言ったら失礼だけれども、本当に、いや、頑張っているなっていう自治体だってやっている。

だから、この成年後見制度の事業についてももう少し前向きに積極的に、今年度どこまでやるんだ、来年度はここまでやるよと。もう既に市民後見人の養成はしなくちゃならない時期なんだよ、これ。というのは、お年寄りが調子のいい人にどんどん――変な言い方をすれば、被害が出ている人もいますよ、実際には。

だから、そういう状況の中でしっかりとした成年後見人というのを養成しなければいけないんだよ。そのために社協は、今年度は何をやる、来年度は何をやる、市民後見人を育てる、そういう事業については、いつからどういうふうなカリキュラムでやっていくのか、こういうところでもやっぱりきちんと立てていただかないと、アドバルーンだけ上げていただいても、委員会としては逆に言うと何やってんのと言われたときに、いや、実は保健福祉部に聞いても余りよくわからないんだと、こういう返事になっちゃったらまずいので、その辺についてはしっかりやっていただきたい。答弁は結構ですよ、難しいでしょうから。

○田口委員長 根本保健福祉部長。

○根本保健福祉部長兼福祉事務所長 今御質問のありました（仮称）多世代交流サロンモデル事業でございますけれども、担当課長のほうから御説明したもので、このモデル事業の担当者ということでの定数配置というのは特別に個別でやっているわけではございませんので、その葉山荘、長者山荘の職員がというような御説明をしたところでございますけれども、ほかの老人福祉センターに比べてここは手厚い配置をしてございます。それで、実際にこのサロン事業について、その居場所の準備をするであるとか、お世話をするという業務も考えまして手厚い配置をしているところでございますので、そこの部分は改めさせていただきます。

〔「人がいればいってもんじゃないからね。問題はメニュー」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 木本委員。

○木本委員 今、部長に御説明していただいたとおり、手厚い配置は大変ありがたいんですけども、先ほどの説明で地域の方とより交流をしてもらうためのサロンとしてこれをやるということで、葉山荘もやるということで、それは結構なことなんですけれども、私の肌感覚で言うのですね、葉山荘なんかというのは特にクラブの方々の利用率が非常に高いんですね。非常に手狭だということを前から言われているんですよ。それはその各種クラブの方々がいろんな使うものですか、置くスペースがないですとか、あとは例えばですけども健康マージャンとかをやった場合、いっぱい入れないと。それは駐車場の問題とかいろいろ解決してもらいたい問題もあるんですけども。

今回、これが合併するに当たって、そこのデイサービスがなくなるとそこのスペースはどうなるんですかというのはよく聞かれていたんですよ。検討中だということであったんですね。今回、（仮称）多世代交流サロンをやるということなんですけれども、これは大いに結構なことなんですけども、先ほど袴塚委員とかも言ったみたいに、そのあいたスペースをサロンに充てて、多くの方に交流してもらうというのはいいんですけども、やっぱり日常的に見てると、ふだん、昼間に使っているというのはクラブの方とか、あとはそこ

に用事があって来ている方がかなり多いもので、何を言いたいかといいますと、サロンといった場所をサロンをやっているからだめだというのではなくて、そこら辺はちょっと弾力を持って対応してもらいたいなどということがあるんですよ。

結局、サロンで大いににぎわってれば別にそれはそれでももちろん結構なことなんですけれども、事業の成功として。結局サロンをやっているからこの場所は使えません、けれども実際行ってみたら人が全然がらでいませぬというのだと、そもそも彼らはいろんなことで要望を言っていたわけですから、ぜひそこら辺の要望を踏まえた上でサロンの運営に当たってもらいたいということを一応要望しておきます。

以上です。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 かねてから葉山荘って陶芸が盛んなところですよ。要するに窯が壊れたので、常澄に合流するとか、それから要するに陶芸であそこで練ったものを向こうに持って行って、焼いてもらうとかそういうことだったと思うんですよ。今度2カ所あいたんで、そういうものを例えば、常澄のほうと西部地区のほうのそういう場所でやるとか、そういうこともやっぱり視野に入れていただく、今、木本委員がおっしゃったようなことも含めてやっぱり高齢者の人たちが、もしくは若い人たちも含めてそういう趣味、嗜好、そういうものを表現できる場、これも大事なことですし、陶芸なんていうと末梢神経の活性化というのに大きな役割を果たしているわけですから、そういう考え方も来年度の予算の中に入るのかどうかわかりませんが、そういうものを視野に入れてやっていただければうれしいなと、このように要望だけしておきます。

それから、さっきの斉藤課長のほうのちょっと忘れちゃったけれども、今、対象の生徒が70人いて、1割程度の7人ぐらいが今御参加をいただいている。これ非常にやっぱりもっともっと成功してもらいたい事案の一つだというふうに思うんですよ。せっかく講師の先生もそれだけ多く集まっているとすれば、いかに生徒たちに来てもらうかという、その仕掛けをどうするのかということだと思うんです。やっぱり生活にある程度疲れている方たちの御子息とか子どもさんたちがお集まりになるとすれば、やっぱりそこには移手段という、来たいんだけど、母ちゃん、金って言えないとか、そういうことが影響して、今7人、もしくは積極的な子どもさん方が7人おいでになったと、こういうことなのかなというふうに思っているんです。

特定の人を、何ていうんですかね、プラスアルファでやってやるということは、これ非常に難しい話なので、ただ、せっかく負の連鎖から脱出させようと、こういうふうなことで学業のおくれを少しでも取り戻すんだと、こういうことでやっておられているので、ぜひそういう考え方も加味して、さらに生徒さんが集まりやすい体制にするにはどうすればいいのかというようなこと、それから本当に赤塚のミオスだけという感覚の中でいいのか。例えば、ある程度集まって、来やすい場所が2カ所、3カ所、生徒の分布状況の中でもしあるとすれば、そういうふうなことも踏まえた中で何かいい方法がないのか、こういうことも検討していただきながら事業推進に図っていただきたいと、このように思っていますので、よろしくお願いします。

○田口委員長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○田口委員長 ないようですので、この件については終了いたします。

次に、石田救急課長。

○石田救急課長 5月27日の委員会におきまして、ジュニア救命士の御質問がございましたので、改めてジュニア救命士制度について救急課提出資料に基づきまして御説明させていただきます。

まず、1の背景でございますが、本市の救急の現況は、平成27年は1万3,822件の救急出動があり、10年前と比べますと約1.4倍と毎年右肩上がりに増加しております。また、救急車が現場に到着するまでは約8分、10年前と比べますと約1分延びているところでございます。

このような状況下におきまして、救急車が現場に到着するまでにバイスタンダーと言われるその場に居合わせた人が心臓マッサージやAEDを有効に活用するなど早期に救命処置を実施することがより高い救命効果をもたらすことから、バイスタンダー養成の推進を水戸市第6次総合計画一みと魁プランナーに位置づけ、毎年約1万人の養成に努めているところでございます。

また、総務省消防庁では、学校教育での救命講習の重要性を鑑み、新たに短時間で講習できる救命入門コースを追加するとともに、受講対象年齢をおおむね10歳以上とした応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱を平成23年8月に改正いたしました。

このような背景を踏まえまして、学童期の救命講習の充実強化を図るため、ジュニア救命士制度を開始することにいたしました。

次に、2の事業目的でございますが、小学校のころから救命の授業を通じて、命の大切さや救命処置の重要性などを根づかせ、将来のバイスタンダーの土台づくりを推進していくことを目的といたします。

3の講習対象者でございますが、水戸市立小学校及び義務教育学校の各6年生、今年度は2,260人を対象に実施してまいりたいと考えております。

4の実施期間でございますが、今年度は平成28年6月2日から平成29年2月3日まで実施し、3月には事業全体を検証し、次年度以降継続して事業を進めてまいりたいと考えております。

5の講習内容でございますが、講習につきましては、各学校の教育課程の位置づけにより、水戸まごころタイム、保健体育、特別活動等として消防職員が各学校に行き、児童に講習をしてまいります。

内容につきましては、授業1時限目、45分の中で応急手当の重要性、命の大切さ、救命に必要な応急手当を重点項目として、心臓マッサージやAEDの使用方法などの実技を中心に進めてまいります。

また、実技では、訓練用資機材、心肺トレーニングキットを活用し、児童一人一人が体験できるよう工夫してまいります。講習終了後には、ジュニア救命士として認定してまいります。

裏面をごらんください。

6の日程でございますが、6月2日の三の丸小学校から翌年の2月3日、妻里小学校までを予定しており、1学期に11校、2学期に19校、3学期に3校のペースで実施してまいりたいと考えております。

最後になりますが、消防と教育委員会が一体となって、小学校6年生になったら命の大切さや救命処置の重要性を学べる環境を構築してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○田口委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言願います。

高倉委員。

○高倉委員 前回の委員会で資料のほうを請求させていただきまして、今回出していただきましてありがとうございます。

この間も報道なんかで拝見しまして、三の丸小学校で行われたということで、子どもさんのインタビューなんかも聞いて、非常に子どもさんにとってもいい内容になっているのかな。また、子どもさんも意欲的に取り組んでいらっしゃる様子がわかりました。

今回、このジュニア救命士の制度というのを始められるということなのですが、まず一つ、これまで平成23年度に法律の改正があつて、ここに書いてありますけれども、救命入門コースというのを、水戸市のほうでもう既に設けていたわけですね、10歳以上の方を対象にですね。

たしか、これは90分の講習を受けてやるような内容だったと思うのですが、今回のこのジュニア救命士の活動内容を見ますと大体45分ですか、半分ぐらいの時間で行うということなのですが、従来やっていたこの救命入門コースのカリキュラムと今回のこのジュニア救命士のカリキュラムの内容の違いと、あと終わった修了段階でも、例えば今回はジュニア救命士として認定しますよね。救命入門コースではまた別な認定制度があると思うのですが、それとの違いについてちょっと教えてください。

○田口委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 ただいまの御質問にお答えします。

90分の救命入門コースでございますが、基本的には応急手当の重要性と救命処置になりますが、90分のコースは、例えば喉に異物が詰まったときの気道確保の要領や人工呼吸法、人工呼吸のやり方、それと実際の現場を想定したシミュレーション訓練など、そういった項目が入って90分となっております。

ですので、今回のジュニア救命士は、胸骨圧迫とAEDの一番重要なところを重点的に実施してまいりたいと考えております。

また、90分の講習が終わりましたら参加証という形でカードを発行しておりますが、ジュニア救命士制度のような制度的なものはございません。

ジュニア救命士と救命入門コースの修了証の違いでございますが、ジュニア救命士は子どもたちの意力ややる気という意味で認定証ということでジュニア救命士として認定をしますが、90分コースにつきましては、参加証という形でお渡ししている状況でございます。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 もともとあった制度では、終わると参加証が渡されるということなのですが、これはいずれにしても普通救命講習への入り口というかそのきっかけになるものなのかなと思います。今回のこのジュニア救命士もそういった面ではこれからそういったところで興味を持っていただいて、将来的には普通救命士などを受けていただけるようなそういう土台づくりなのかなとも思うのですが、若干、内容は授業の関係もあるんでしょう。授業時間の関係もあつて、こういう時間になっているかと思うのですが、45分間の中で、制約もあるでしょうけれども、子どもたちに十分な内容を教えていただきたいと思います。

今回、AEDの簡易キットというのを使われるということで、今まで体力的な問題とかあと子どもさんが従来のものだなかなか力を要したりするので、そういうのも使うということ聞いております。

今回、水戸市内の6年生全員を対象に、2,260人ということで小学校と義務教育学校の6年生が対象

になるということで、これは継続してやっていくことが大事なのかなと思います。やはり毎年2,000名ぐらいずつふえれば10年間で2万人ですよ。2万人のバイスタンダーのそういう知識を持ったお子さんがふえるということで、これは水戸市にとっても、これからそういうバイスタンダーの養成にとっても非常に効果があるのかなと思いますので、今年度の授業を十分精査していただいて、継続的な取り組みとしていただきたいと思います。

それと最後にもう1点ですね、講習内容で、教育課程の位置づけによって、水戸まごころタイム、保健体育、特別活動等の内容になるということなのですが、これ消防と教育委員会とが一体となったとありますけれども、やはり狙いであるとか目的であるとかそういうものがやはりきちっと一致していかないといけないと思うんですが、その辺の考え方について、これは教育委員会のほうにちょっとお伺いしたいんですが。

○田口委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましても、本事業につきましては、子どもたちにとりまして命を守ることの大切さと、その具体的な技術と知識を得る上で非常に貴重な機会であると考えております。

救命法について関心を持って、正しい知識や技術を得ることによりまして、まず自分に何ができるのかを考えること、そして、行動できる人材の育成のために今後も消防と教育委員会とが連携を図りながら、本事業について進めていきたいと考えております。

○田口委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 まず一つ、今、救急課長のお話の中で、参加証とジュニア救命士という話があったよね。これはどういう理屈なの、この参加証とジュニア救命士というのは。ジュニア救命士というと何となく救命士になったなという感じが受けるよね。参加証というのは、何かやったよみたいな。何か余りぱっとしないよね。そうすると、この参加証にしてもジュニア救命士にしても、これは何のために出すの。対象の子どもさん方に何のために出すの。

○田口委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 今の御質問についてお答えします。

まず、ジュニア救命士のほう認定につきましては、やはり45分間子どもたちが一生懸命頑張ったあかしとしてジュニア救命士を認定しますということでそういったものを形に、認定証という形にして、お渡しするものでございます。

救命入門コースにつきましては、本来は普通救命講習の3時間というものをやっていたきたき国のほうで認定をするということになっておりますが、90分コースというのは簡易的なものでございますので、国のほうでは参加証という形でお渡しすると要綱に記載がございます。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 あのさ、ちょっと今の説明で自分で納得しているか。本来3時間やるんだよね。本来は3時間だよ。だけれども、この学校でやるのは45分頑張ったから救命士なんだ。その倍やった人は頑張んなかったの。その人らはふざけてやっているの。僕の考え方は、ちょっと頭が古いから間違っているかもわからない

いんだけど、45分やった人より90分やった人のほうが知識って多いんじゃないか。コースも多いんじゃないんですか。先ほどの異物混入とか気道確保をやらなくて、こっち側の学校でやっているのは要するにAEDの使い方です。片方はそういう喉に詰まったとかそういうもののかき出しとか気道確保しながら、しっかり頑張っていて、こうやっているわけでしょう。

そうしたら逆じゃないの、これ。その差をつけるのであれば。どうなのよ。これ消防の考え方とちょっと僕がずれているのかもわからないんだけど、90分の方は頑張らなかったのか、45分の方がなぜ頑張ったのかというその差はどこで判断しているの。

○田口委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 ただいまの御質問にお答えします。

救命入門コースのほうも中学生以上を対象にしております、もちろんこちらの講習の内容、講習時には受講者の方は一生懸命聞いていただいていますし、ジュニア救命士同様、真剣に取り組んでいただいていると認識はしております。

認定証のあり方が今、袴塚委員がおっしゃったように、参加証という形になっているのが現状でございますが、取り組みについては真剣にやっていると認識しております。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 僕が言いたいのは、参加証にしても、いわゆるよく頑張って参加していただきましたねということで、いわゆる子どもたちのやる気を起こすということのために出しているんじゃないの、これ。褒賞というのは、みんなそうだよね。金メダルとりました。あなたは物すごく頑張ってすばらしい成績でこの大会の中であなた一人がすばらしかったんですよということでメダルとか褒賞ってやるんじゃない。違うけ。

そういう中で、中学生は90分では余り頑張らなかったんだ、参加したねという、そういうこと。小学生は、45分でも頑張ったからジュニア救命士という。ジュニア救命士をもらった人の感覚、シニア救命士をもらった人の感覚、これは一緒だと思うんだ、これは。だけれども、参加証というのは意味が違うんじゃないの、意味が。

だから、今、あなたが考えてこの参加証とジュニア救命士というものの違いがこういうところが違うんですよという説明ができるのであればいいですよ。だけれども、一般的に考えると、45分しかやらなかった人よりは90分やった人のほうが頑張ったんじゃないですか。小学生が45分、中学生は90分やっているんだけど、10歳以上だからね。だけれども、中学生は90分ぐらいは頑張るんだよと、こういう感覚なんですかというの、水戸市は。そこなんだよ。そこだけ聞かせてくれればいいよ。あとは俺のほうで提案するから。

○田口委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 ただ今の御質問についてお答えします。

救命入門コースの90分につきましても小学校のジュニア救命士につきましても、それぞれ真剣に聞いていただいているということもございますので、今の御指摘を踏まえまして検討してまいりたいと考えております。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 いずれにしても、私が言いたいのは、やっぱり子どもたちが頑張っているならば、大人は褒めてやるということだよ。間違ったときには叱る、頑張ったときには頑張ったねと褒めてやる、そこに差があってはだめなんだ。ましてや行政がかかわっているんだから、やっぱり今日は消防長さんも次長さんも副市長さんもおいでになっているので、やっぱり褒賞とか表彰とかというのは、均一にしてあげなきゃだめでしょう、差別をしたんじゃ。せっかくこれ優秀な方が、消防長さんも次長さんもおいでになっているんだけど、なぜこういうふうな制度になっちゃったのかちょっとよくわからない。

ただ、これからのものについては、今ここで答弁しているんだから、しっかりと内部で検討して、いつから変えられるのか、時間までに返事くださいよ。

それからもう一つ、水戸市の教育、各学校の教育課程の位置づけによりということなんだけれども、これスタートからそうなの。この間の委員会でぐちゃぐちゃしちゃったから、よく検討したら今度は各学校の教育の位置づけによりこういうふうになったということになったんですか、これ。それとも最初からですか。この事業のスタートからですか。

○田口委員長 小野総合教育研究所長。

○小野総合教育研究所長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

この場合の各学校における教育課程の位置づけというのは、例えばこの45分をどのように扱うかというのは学校の裁量に任せてよいということでございます。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、こういう新しい事業をやるときに、学校に任せているから総研は関知しないよということなの、今の返事は。学校のカリキュラムってどこが決めているの。各学校に任せっ放しで、総研は何やっても関係ないの。総研というのは何をやっているところなの。

○田口委員長 小野総合教育研究所長。

○小野総合教育研究所長 失礼いたしました。

裁量というものは、学校が決めるということをお話ししたわけなんですけれども、例えばこの45分の扱いについては、私たちとしては小学校のカリキュラムの中に教育課程の中にこの扱いという部分がございます。それでもこれだけ大事なことをやる上では保健体育もしくはここにありますように水戸まごころタイムの、例えば防災学習の中の一つとして救命措置を扱う。そういった形で扱いたいと。

ただ、学校の時間割の中でその組み合わせの要望もございますので、それは聞くということでございます。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 要は今言ったようにこういう大事な事業なんだっていう話をしたんじゃないですか。こういう大事な事業をやるときにいつやるかというのは学校でもいいよ。だけれども、この事業をどう教育現場の中に生かして、命を守る大切さをどういうふうな考え方で学校現場でやってほしいよというのは、水戸市の総研の管轄なんだよ。そこに、きちんとした考え方がないと、逆に言うと今みたいな答弁になっちゃうんじゃないかなと思うんだけど。

だから、もういいですよ。いいですけども、こういう事業をやるということは、大変重要な事業ですよ。この事業の重要性は私も十分認識しています。先ほど高倉委員さんのほうからあったように、10年たった

ら約2万2,000人ものジュニア救命士が、このAEDを使える方ができるんだ。これはすばらしい市になると思うんです。私もいつか、その子どもさんたちにお世話になるときが恐らくあるんだろうと。そういうすばらしい事業をやっているんだから、総研の内部でももう少し各学校の教育課程の位置づけ、水戸まごころタイム、保健体育、特別活動等としてということまで消防の資料には書いてあるんだよ。

そうすると、やっぱり総研は、この事業はどういう目的でどんな成果を上げるために子どもたちにやってほしいのか。だから、各学校では時間割はともかくとして、こういう目的の達成のために頑張っただけ。これが終わった後に逆に言ったら、フォローの時間として、この間の研修についてはどんなふうに子どもたちが認識をし、考えているのか。そして、このまちの中でそれをどう生かそうとしているのかということまでいかなないと、教育課程としては足りないのかなと僕は思うんだけど、答弁はいいですよ。答弁はいいですが、やっぱりそこはしっかりした目標を立てて、みと魁の教育とか水戸スタイルの教育とか言っているんだからしっかり頑張っていたらいいと思います。

長くなってすみませんでした。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 このジュニア救命士について、各6年生が学校で講習されるということですが、いいことだと思います。

この講習内容にあるように、目的とか必要性、応急手当のですね、それから確認して、119番をしようねというようなことで、考えるに子どもが直接、例えば倒れている人に心臓マッサージをするというのは、余り想定はできないんだけど、近くの大人を呼ぶとか、119番を呼ぶとかということはずがあるんだろうと思いますが、しかし、こういうことをやることによって、おうちに帰ればお父さんやお母さんにこういうことをやったんだとかというような話題にもなるでしょうし、将来大きくなったときの役にも立つとか心構えにもなるのかなという意味で受けとめてはいるんですけど、しかし、まず聞きたいのは、この1万人のバイスタンダー養成という市の目標も、私は初めて知ったんですけど、要するにこれは小学6年生のジュニア救命士になった子はここにカウントされるんですかね、そうじゃないかなという。バイスタンダーの土台づくりを推進ということですから、その辺はどういうふうにお考えなのかということと、それから救命入門コースの中学生以上というのは、こういうふうに特別に全学校へ行って、やっているというふうではまだないということなんですかね。

その辺の何ていうんでしょうか、1万人の目標との関係で、これはあくまで大人の話なのか、その辺どういうふうにやっておられるのかをちょっと聞きたいんですけども。

○田口委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 ただいまの御質問にお答えします。

まず、1万人のバイスタンダーでございますが、これは普通救命講習、救命入門コース、応急手当の講習会、または学校等での防災訓練の参加も含めた数の救命講習の人数でございます。ですので、ジュニア救命士は、昨年度まで毎年1万人くらい総数で講習を行ったという実績でございます。

ジュニア救命士につきましては、ほかの講習とは別にジュニア救命士制度としてカウントしてまいりたいと考えております。

それと、救命入門コースのやり方でございますが、今までは中学校、高校と要望があればそちらのほうに行って、実施をしているというような状況でございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 どういう対象にしてもやることにももちろん意義があるというふうに私は思っているんですが、何ていうんですかね、こういう場面に遭遇する、例えば子どものスポーツの指導者だとか、あるいは部活動を担当する先生だとか、何か例えば野球の硬球が当たって、急に心臓がとまっちゃったとか、ちょっとわかりませんが、スポーツによって頻度は違うんだろうと思うけれども、そういうスポーツ中の事故だとか、あるいは通行中に突然目の前の方が倒れたとか、余り遭遇する可能性はそんなに高くはないだろうけれども、しかし、何ていうんでしょうね、ある程度その頻度がそういうスポーツならあり得るのかなというふうにも思ったりもして、水戸市としてその救命講習に積極的にやってもらいたいというようなターゲットを例えば決めてやっているというものでもないんでしょうかね。いわゆる地域の防災の集いだとか、よくテントを張って、消防経験者の方がAEDの講習なんかをやっていますよね。ああいう感じが全体で1万人という、そういうふうなイメージなんですかね。その辺の考え方を最後に聞きたいと思います。

○田口委員長 バイスタンダーの考え方、1万人というその考え方をしっかり述べてください。

石田救急課長。

○石田救急課長 ただいまの御質問にお答えします。

一般の方が参加していただく3時間の普通救命講習のほかにも各事業所のリーダーとなる方、そういった方を養成する応急手当普及員という方の養成、さらに普通救命講習を受講した次のステップとして上級救命講習と、こういった各コースを位置づけまして1万人となるよう努力していきたいと考えております。

○田口委員長 だから、普通の市民センターでやったのも入るんですか。その上級救命講習だけではないんでしょう、カウントされるのは。

袴塚委員。

○袴塚委員 委員長、一生懸命聞いていただいて大変申しわけないんですが、バイスタンダーになるためには何をやればなれるのよ。何かここに書いてあるとAEDの講習会を3時間やった人が救命士になって、その人がバイスタンダーになるんだみたいな文脈に読めるんだよね。

だけれども、今課長が説明しているのは、何だか防災訓練に出てきて、何かやればなるとか、何かそんなことでしょう。そんな人が入るんだよね。

そうすると、別にAEDが使えなくても防災訓練に出て行って、何かの加減でカウントされちゃったらその人は1万人の中に入れるということなの。

○田口委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 ただいまの御質問にお答えします。

バイスタンダーにつきましては、防災訓練に参加して、ある程度の講習の中で受ければ、そういった知識も入るとは思うんですが、ジュニア救命士のカウントにつきましてはその1万人の中に入れてまいりたいと考えております。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 いや、もうこれ終わりにしよう。もうこれ以上やってもしょうがない。

次回でもいいから、要はこのバイスタンダーというのは、どういう人が対象で、どういう講習を受けた人がなれるのか。それともどうでもいいから水戸市がバイスタンダーだと言ったらもうその人はバイスタンダーなんだと、こういう法律、決まりなのか、この辺をしっかりと教えてよ。何か聞いていると余計わかんなくなっちゃう。

だから、バイスタンダー制度で1万人を目標としていますよって田中委員が今おっしゃって、それぞれ中身がどうなんだという話からここまできちゃったんだけど、要はそのバイスタンダーになるためには、例えば救急救命士の資格を持っていなくちゃだめなんだとか、防災訓練でもこれとこれとこれをやっていなくちゃだめなんだとか、そういう決まりがどうもあるんじゃないかと思うんだよ、決まりが。

決まりはないんだけど、バイスタンダー制度というのがあって、それは水戸市がこういうこととこういうことに参加したらバイスタンダーとしてカウントすっぺよと、こういう決め方をすればバイスタンダーになれちゃうんだと、どっちかだと思うんだよ。

その辺は、一応課長も長時間答弁していて、頭も混乱しているでしょうから、だから次回までに大変でもその辺の整理をしていただいて、そして資料として出していただくか、口頭でも結構ですから我々にちょっとわかりやすいようにまとめていただければ大変ありがたいということを要望して、私はこの辺で。

○田口委員長 今、このバイスタンダーについての御意見、御質問がございましたが、次回までにこのバイスタンダーというものはどういうものなのか、また養成している、既に表現されていますけれども、こういうのはどういうのをカウントして養成したということになっているのか、その内訳の内容みたいなものを提示していただきたいというふうに御意見がございましたが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 担当課長のほうもよろしいですか。

○石田救急課長 はい。

○田口委員長 じゃ、次回の委員会に説明、あるいは資料の提出をお願いいたします。

ほかにございせんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、この件については終了いたします。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました閉会中所管事務調査一覧表のとおり、当委員会から議長に対しまして申し出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

次に、この際、当委員会の行政視察について、御協議いただきたいと思っております。

視察の日程につきましては、さきの委員会において7月20日水曜日、21日木曜日、22日金曜日の3日間で開催することと決定したところでありますが、視察都市及び視察事項につきましては、お手元に配付してあります行政視察（案）のとおりとさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

なお、タイムスケジュール等の詳細につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのようにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時25分 散会